

総務大臣 氏 名 殿

都（道府県）知事 氏 名



## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により、都（道府県）内の市町村（及び特別区）より、平成 年度に公表した資金不足比率の報告があったので、次のとおり報告します。

記

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考

- 備考
- 1 法第22条第3項において準用する法第3条第3項後段の規定に基づき、資金不足比率を総務大臣に報告する場合は、本様式によること。
  - 2 必要に応じて欄を追加すること。
  - 3 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。  
「令第17条第1（2、3、4）号（括弧書き）の規定により事業の規模を算定」